

業務委託契約書(案)

1 委託業務の名称 令和5年度水道週間行事運營業務委託

2 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3 委託料 ¥ —

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ —
(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 契約金額の100分の10以上とする(但し、沖縄県財務規則第101条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する)

上記業務委託について、委託者 沖縄県公営企業管理者 企業局長 松田 了 と
受託者 には、次の条項によって委託
契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
名称 沖縄県公営企業管理者
氏名 企業局長 松田 了 印

受託者 住所
商号又は名称
氏名 印

(総 則)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、仕様書に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていないものがある場合には、委託者（以下「甲」という。）と乙とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、業務上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(派遣職員等)

第5条 乙は、乙の職員を甲の指定する場所に派遣して、甲の指示に従って業務に従事させなければならない。

2 乙は、甲の指示があったときは、業務主任者を定め、業務全般の掌理及び前項の職員（以下「派遣職員」という。）の指揮監督を行わせなければならない。

3 甲は、派遣職員又は業務主任者のうちに業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、乙に対して、その理由を明示して、その変更を求めることができる。

(業務実施計画書)

第6条 乙は、業務実施計画書を作成し、甲に提出して、その承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙の業務について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

第8条 甲は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

らない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害の賠償等)

第9条 業務の履行について損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務完了報告等)

第10条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書等を受領したときは、その日から起算して10日以内に給付の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 委託料の支払は精算払とし、乙は、前条の検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 第2条、第3条又は第4条の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第14条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人等に不正な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分についての委託料相当額を乙に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合においては、委託料の10分の1

に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

第13条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により業務内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、第12条第2項及び前条第3項の規定を準用する。

(暴力団等に関する契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直

ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(延滞金等)

第18条 乙がこの契約に基づく違約金を甲が指定した期間内に支払わないときは政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める割合で計算した延滞金を徴収する。

2 違約金及び延滞金は、乙に対する支払金額の中からその金額を控除し、なお不足額を生ずるときは更に追徴する。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。